

第 2 回太良町議会（定例会第 2 回）

令和 7 年 6 月 6 日～6 月 1 3 日

議 案

令和7年第2回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会 期 8日間（6月6日～6月13日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	6. 6	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	6. 7	土	休 会	—	
第 3 日	6. 8	日	休 会	—	
第 4 日	6. 9	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	6. 10	火	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 6 日	6. 11	水	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 7 日	6. 12	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	6. 13	金	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和7年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目

6月6日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第 1 号 議案第31号 ～ 議案第44号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

令和7年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第2号

第2日目

6月10日（火）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 4 名 ）

令和7年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第3号

第3日目

6月11日（水）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 2 名 ）

令和7年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第4号

第4日目

6月13日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 2	報告第 1号 令和6年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 3	議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 4	議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 5	議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 6	議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 7	議案第36号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第37号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第38号 太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第39号 長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間77k344m付近津ノ浦橋補修工事の施行に関する協定の締結について
日程第11	議案第40号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
日程第12	議案第41号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第42号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
日程第14	議案第43号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第15	議案第44号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第16	閉会中の付託事件について

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第45号～議案第46号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第45号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第 3	議案第46号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第3号）について

提 出 議 案 目 録

議案第 3 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

報告第 1 号 令和 6 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 3 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 6 号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 7 号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 8 号 太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 9 号 長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間 77 k 344m 付近津ノ浦橋補修工事の施行に関する協定の締結について

議案第 4 0 号 令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 4 1 号 令和 7 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 2 号 令和 7 年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 3 号 令和 7 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 4 号 令和 7 年度太良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

上記のとおり

令和 7 年 6 月 6 日

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 提 出 議 案 目 録

議案第 4 5 号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第 4 6 号 令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 3 号）について

上記のとおり

令和 7 年 6 月 1 3 日

太良町長 永 淵 孝 幸

議 員 派 遣 の 件

令和 7 年 6 月 6 日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 全議員視察研修

- (1) 目 的 西部広域環境組合を構成する町の議会として、ごみ処理状況や施設運営状況を学ぶため
- (2) 派遣場所 さが西部クリーンセンター
- (3) 期 間 令和7年6月23日
- (4) 派遣議員 全議員

2 令和7年度 佐賀県町村議会議員ハラスメント研修会

- (1) 目 的 町村議会議員の資質向上のため
- (2) 派遣場所 マリターレ創世佐賀
- (3) 期 間 令和7年7月22日
- (4) 派遣議員 全議員

3 令和7年度 佐賀県町村議会議員研修会

- (1) 目 的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため
- (2) 派遣場所 マリターレ創世佐賀
- (3) 期 間 令和7年8月20日
- (4) 派遣議員 全議員

議案第 3 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

令和 6 年度太良町一般会計補正予算（第 1 0 号）を地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

令和6年度太良町一般会計補正予算（第10号）

令和6年度太良町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業 (低所得世帯支援枠・5次分)	17,001
3. 民生費	2. 児童福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業 (こども加算2次分)	2,069
合 計			19,070

報告第 1 号

令和 6 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、
別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和6年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	1. 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業 (低所得世帯支援枠・5次分)	38,760,000	17,001,000		16,782,000			219,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業 (こども加算2次分)	3,988,000	2,069,000		1,800,000			269,000
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰対応重点支援事業 (地域共通商品券給付事業)	51,207,000	50,282,000	8,500,000	41,607,000			175,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁調査設計委託料	2,508,000	2,508,000		1,553,000			955,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁維持補修事業	182,000,000	85,755,000		46,712,000	36,300,000		2,743,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁補修事業負担金	16,420,000	10,744,000		4,400,000	4,100,000		2,244,000
合 計			294,883,000	168,359,000	8,500,000	112,854,000	40,400,000		6,605,000

議案第 32 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 19 日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第 15 号

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太良町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 4 条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級
号給	給料月級
	円
1	183,900
2	185,000
3	186,100
4	187,100
5	188,100
6	189,900
7	191,600
8	193,300
9	194,900
10	196,600
11	198,200
12	199,800

13	201,400
14	203,100
15	204,800
16	206,500
17	207,800
18	209,500
19	211,100
20	212,600
21	214,100
22	215,800
23	217,500
24	219,100
25	220,700
26	222,400
27	223,800
28	225,200
29	226,500
30	227,800
31	229,000
32	230,200
33	231,400
34	232,500
35	233,600
36	234,700
37	235,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 33 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第 16 号

太良町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町税条例の一部を改正する条例

太良町税条例（昭和 30 年太良町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加え、同条第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)」を加え、「支払い」を「支払」に改め、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「(第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第 5 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 10 条の 2 第 13 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 15 項を同条第 16 項とし、同条第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 町長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律

第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 10 条の 4 及び第 10 条の 5 を削る。

附則第 10 条の 6 第 1 項中「附則第 16 条の 4 第 1 項」を「附則第 16 条の 2 第 1 項」に、「附則第 16 条の 4 第 6 項」を「附則第 16 条の 2 第 6 項」に改め、同項第 1 号中「附則第 12 条の 6 第 1 項第 3 号」を「附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「附則第 16 条の 4 第 1 項」を「附則第 16 条の 2 第 1 項」に、「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」を「令和 7 年度分及び令和 8 年度分」に改め、同条第 3 項中「附則第 16 条の 4 第 4 項」を「附則第 16 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 3 号及び第 5 号中「則第 16 条の 4 第 3 項」を「附則第 16 条の 2 第 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 16 条の 4 第 9 項」を「附則第 16 条の 2 第 9 項」に改め、同条を附則第 10 条の 4 とする。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 2、第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定
令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 6 条の規定
令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 号)附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の太良町税条例(以下「新条例」という。)第

18 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の太良町税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 5 条 新条例第 82 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

- 第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、太良町税条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 太良町税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 3 4 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第 17 号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太良町国民健康保険税条例（昭和 34 年太良町条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第25条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 1 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3, 4 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 9 2 1, 4 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		1, 102, 916	11, 529	1, 114, 445
	2. 国庫補助金	587, 897	11, 529	599, 426
18. 繰入金		1, 845, 098	△5	1, 845, 093
	2. 基金繰入金	1, 845, 096	△5	1, 845, 091
21. 町債		446, 400	1, 900	448, 300
	1. 町債	446, 400	1, 900	448, 300
歳入合計		8, 908, 000	13, 424	8, 921, 424

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民生費		2, 2 4 8, 1 4 5	1 3, 4 2 4	2, 2 6 1, 5 6 9
	2. 児童福祉費	1, 0 6 0, 2 8 0	1 3, 4 2 4	1, 0 7 3, 7 0 4
歳 出 合 計		8, 9 0 8, 0 0 0	1 3, 4 2 4	8, 9 2 1, 4 2 4

第2表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
3. 民生費	2. 児童福祉費	就学前教育・保育施設整備 交付金事業	369,173	令和6年度	3,690	382,597	令和6年度	3,690
				令和7年度	365,483		令和7年度	378,907

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過疎対策事業	402,500	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	404,400	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
14. 国庫支出金	1, 1 0 2, 9 1 6	1 1, 5 2 9	1, 1 1 4, 4 4 5	
18. 繰入金	1, 8 4 5, 0 9 8	△ 5	1, 8 4 5, 0 9 3	
21. 町債	4 4 6, 4 0 0	1, 9 0 0	4 4 8, 3 0 0	
歳 入 合 計	8, 9 0 8, 0 0 0	1 3, 4 2 4	8, 9 2 1, 4 2 4	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 民生費	2, 248, 145	13, 424	2, 261, 569	11, 529	1, 900		△5
歳 出 合 計	8, 908, 000	13, 424	8, 921, 424	11, 529	1, 900		△5

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	271,125	11,529	282,654	2. 児童福祉費補助金	11,529	就学前教育・保育施設整備交付金 (5.5/10)
計	587,897	11,529	599,426			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	449,232	△5	449,227	1. 財政調整基金繰入金	△5	財政調整基金繰入金
計	1,845,096	△5	1,845,091			

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

8. 過疎対策事業債	402,500	1,900	404,400	1. 過疎対策事業債	1,900	過疎対策事業債
計	446,400	1,900	448,300			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
1. 児童福祉総務費	515,046	13,424	528,470	11,529	1,900		△5	18. 負担金補助及び交付金	13,424	就学前教育・保育施設整備交付金事業費補助金
計	1,060,280	13,424	1,073,704	11,529	1,900		△5			

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円)

款	項	事業名	全 体 計 画							前々年度の 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込) 額	当該年度の 支出予定額	当該年度の 末までの 支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額 に対 する進捗率
			年度	区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源			一 般 財 源						
						国県支出金	地 方 債	そ の 他							
3. 民生費	2. 児童福祉費	就学前教育・ 保育施設整備 交付金事業	令和 6	補 正 前	3,690	2,514	1,000	0	176		3,690		3,690		1.0%
				補 正 後	3,690	2,514	1,000	0	176		3,690		3,690		1.0%
			令和 7	補 正 前	365,483	248,970	116,500	0	13			365,483	365,483		99.0%
				補 正 後	378,907	260,499	118,400	0	8			378,907	378,907		99.0%
			計	補 正 前	369,173	251,484	117,500	0	189		3,690	365,483	369,173		100.0%
				補 正 後	382,597	263,013	119,400	0	184		3,690	378,907	382,597		100.0%

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	補正前	4,409,591	4,152,129	440,300	515,337	4,077,092
	補正			1,900		1,900
	補正後	4,409,591	4,152,129	442,200	515,337	4,078,992
(9) その他	補正前	3,312,603	3,149,979	402,500	377,082	3,175,397
	補正			1,900		1,900
	補正後	3,312,603	3,149,979	404,400	377,082	3,177,297
うち過疎対策事業債	補正前	1,758,550	1,762,594	402,500	211,028	1,954,066
	補正			1,900		1,900
	補正後	1,758,550	1,762,594	404,400	211,028	1,955,966
合 計	補正前	4,479,036	4,211,924	446,400	525,118	4,133,206
	補正			1,900		1,900
	補正後	4,479,036	4,211,924	448,300	525,118	4,135,106

議案第 36 号

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会報告に基づき、職員の仕事と生活の両立支援の拡充のために
所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

別紙

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

第1条 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第23条の2 職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）が小学校（第1学年に限る。）に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、子育て部分休暇を与えることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき職員の給与に関する条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第24条第5号中「看護」の次に「等」を加え、「を行うことをいう。」を「、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定める子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。」に改める。

第26条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第26条の2の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条の2の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 太良町職員の育児休業等に関する条例(平成4年太良町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「育児時間」の次に「を与えられ、勤務時間条例第23条の2の規定により子育て部分休暇を与えられ、」を加え、「同条例」を「勤務時間条例」に改め、「当該育児時間」の次に「、子育て部分休暇の時間」を加え、「当該」を削る。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第 37 号

太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、太良町振興計画審議会設置条例の事務分掌が企画商工課から企画政策課に変更となったため、この案を提出する。

記

太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例（案）

太良町振興計画審議会設置条例（平成 2 年太良町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「企画商工課」を「企画政策課」に改め、同条第 3 項中「企画商工課長」を「企画政策課長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 38 号

太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の
制定について

太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、新たに子育て支援課を設置したことから、この案を提出する。

記

太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

太良町子ども・子育て会議条例(平成 25 年太良町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「町民福祉課」を「子育て支援課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 39 号

長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間 77k344m 付近津ノ浦橋補修工事 の施行に関する協定の締結について

長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間 77k344m 付近津ノ浦橋補修工事の施行に関する協定を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年太良町条例第 15 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間 77k344m 付近津ノ浦橋補修工事 |
| 2 | 協定金額 | 金 108,768,000 円 |
| 3 | 協定の方法 | 随意契約 |
| 4 | 協定の相手方 | 住所 佐賀県鹿島市大字高津原 4295 番地 6
氏名 一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター
代表理事 渡 邊 大 祐

住所 福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25 番 21 号
氏名 九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古 宮 洋 二 |

（提案理由）

長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間 77k344m 付近津ノ浦橋補修工事の施行に関する協定を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

令和7年度太良町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,979,328千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		1, 114, 445	2, 681	1, 117, 126
	2. 国庫補助金	599, 426	2, 681	602, 107
15. 県支出金		498, 776	3, 982	502, 758
	2. 県補助金	212, 859	3, 802	216, 661
	3. 委託金	27, 987	180	28, 167
18. 繰入金		1, 845, 093	20, 793	1, 865, 886
	2. 基金繰入金	1, 845, 091	20, 793	1, 865, 884
20. 諸収入		150, 456	12, 448	162, 904
	5. 雑入	99, 830	12, 448	112, 278
21. 町債		448, 300	18, 000	466, 300
	1. 町債	448, 300	18, 000	466, 300
歳入合計		8, 921, 424	57, 904	8, 979, 328

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		88,003	△92	87,911
	1. 議会費	88,003	△92	87,911
2. 総務費		2,693,490	35,896	2,729,386
	1. 総務管理費	2,506,028	33,662	2,539,690
	2. 徴税費	104,823	916	105,739
	3. 戸籍住民基本台帳費	63,888	1,118	65,006
	4. 選挙費	12,497	200	12,697
3. 民生費		2,261,569	18,100	2,279,669
	1. 社会福祉費	1,187,863	2,211	1,190,074
	2. 児童福祉費	1,073,704	15,889	1,089,593
4. 衛生費		867,915	△7,934	859,981
	1. 保健衛生費	545,586	△7,937	537,649
	2. 清掃費	322,329	3	322,332

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 農林水産業費		6 6 5, 5 1 2	△ 4, 0 4 3	6 6 1, 4 6 9
	1. 農業費	4 1 5, 2 7 9	△ 6, 0 6 9	4 0 9, 2 1 0
	2. 林業費	1 7 5, 7 6 6	△ 2, 4 1 3	1 7 3, 3 5 3
	3. 水産業費	7 4, 4 6 7	4, 4 3 9	7 8, 9 0 6
7. 商工費		2 2 0, 7 7 1	△ 3, 6 5 4	2 1 7, 1 1 7
	1. 商工費	2 2 0, 7 7 1	△ 3, 6 5 4	2 1 7, 1 1 7
8. 土木費		5 7 8, 1 1 0	△ 4, 3 3 2	5 7 3, 7 7 8
	1. 土木管理費	4 3, 8 7 8	△ 6 2 4	4 3, 2 5 4
	2. 道路橋梁費	4 7 9, 3 4 7	△ 3, 7 0 8	4 7 5, 6 3 9
9. 消防費		2 4 2, 3 8 6	3, 1 1 8	2 4 5, 5 0 4
	1. 消防費	2 4 2, 3 8 6	3, 1 1 8	2 4 5, 5 0 4

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 教育費		7 1 4 , 9 2 2	2 0 , 8 4 5	7 3 5 , 7 6 7
	1. 教育総務費	1 0 2 , 3 5 5	△ 8 8	1 0 2 , 2 6 7
	2. 小学校費	1 4 6 , 3 8 6	△ 4 1 7	1 4 5 , 9 6 9
	3. 中学校費	1 2 8 , 1 6 1	4 , 5 2 9	1 3 2 , 6 9 0
	4. 社会教育費	1 6 2 , 4 1 0	△ 1 4 , 8 3 9	1 4 7 , 5 7 1
	5. 保健体育費	1 7 5 , 6 1 0	3 1 , 6 6 0	2 0 7 , 2 7 0
歳 出 合 計		8 , 9 2 1 , 4 2 4	5 7 , 9 0 4	8 , 9 7 9 , 3 2 8

第2表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
体育施設整備事業（脱炭素化推進事業）	18,000	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には、その債権 者と協定するものによる。ただし、町財 政の都合により、据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 国庫支出金	1, 1 1 4, 4 4 5	2, 6 8 1	1, 1 1 7, 1 2 6	
15. 県支出金	4 9 8, 7 7 6	3, 9 8 2	5 0 2, 7 5 8	
18. 繰入金	1, 8 4 5, 0 9 3	2 0, 7 9 3	1, 8 6 5, 8 8 6	
20. 諸収入	1 5 0, 4 5 6	1 2, 4 4 8	1 6 2, 9 0 4	
21. 町債	4 4 8, 3 0 0	1 8, 0 0 0	4 6 6, 3 0 0	
歳入合計	8, 9 2 1, 4 2 4	5 7, 9 0 4	8, 9 7 9, 3 2 8	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	88,003	△92	87,911				△92
2. 総務費	2,693,490	35,896	2,729,386	5,902		5,300	24,694
3. 民生費	2,261,569	18,100	2,279,669	2,777		2,748	12,575
4. 衛生費	867,915	△7,934	859,981				△7,934
6. 農林水産業費	665,512	△4,043	661,469	△2,568		1,000	△2,475
7. 商工費	220,771	△3,654	217,117	1,000			△4,654
8. 土木費	578,110	△4,332	573,778				△4,332

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 消防費	242,386	3,118	245,504				3,118
10. 教育費	714,922	20,845	735,767	△448	18,000	15,700	△12,407
歳 出 合 計	8,921,424	57,904	8,979,328	6,663	18,000	24,748	8,493

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	113,344	1,904	115,248	1. 総務管理費補助金	1,904	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（法務省分） (10/10) 2,772 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） (1/2) △5,400 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金・ 企画政策課分）（1/2） 3,532 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金・ 商工観光課分）（1/2） 1,000
2. 民生費国庫補助金	282,654	777	283,431	1. 社会福祉費補助金	777	障害者総合支援事業費補助金（1/2）
計	599,426	2,681	602,107			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費県補助金	1,027	2,250	3,277	1. 総務管理費補助金	2,250	さが暮らしスタート支援事業補助金 (3/4) 1,500 未来につなぐさが移住支援事業補助金 (3/4) 750
7. 教育費県補助金	800	1,552	2,352	2. 小学校費補助金	1,506	別室における学校生活支援事業費補助金 (2/3)
				3. 中学校費補助金	46	部活動指導員活用事業費補助金 (2/3)
計	212,859	3,802	216,661			

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	27,957	180	28,137	4. 選挙費委託金	180	参議院議員選挙費委託金
計	27,987	180	28,167			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	449, 227	8, 493	457, 720	1. 財政調整基金繰入金	8, 493	財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	1, 154, 600	11, 800	1, 166, 400	1. ふるさと応援寄附基金繰入金	11, 800	ふるさと応援寄附基金繰入金
12. 森林環境譲与税基金繰入金	6, 400	500	6, 900	1. 森林環境譲与税基金繰入金	500	森林環境譲与税基金繰入金
計	1, 845, 091	20, 793	1, 865, 884			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	99, 827	12, 448	112, 275	2. 雑入	12, 448	B & G財団助成金 11, 500
						地域支援事業委託金 184
						手話奉仕員養成研修事業市町負担金 764
計	99, 830	12, 448	112, 278			

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

5. 教育債	0	18, 000	18, 000	5. 保健体育債	18, 000	体育施設整備事業債 (脱炭素化推進事業)
計	448, 300	18, 000	466, 300			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	88,003	△92	87,911				△92	3. 職員手当等	△80	扶養手当 △66 期末手当 △14
								4. 共 済 費	△12	共済組合負担金 △16 共済組合事務費 1 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) 3
計	88,003	△92	87,911				△92			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	373,735	22,819	396,554				22,819	2. 給料	13,811	一般職給（30人→29人）	12,494
										再任用職給（1人）	1,317
								3. 職員手当等	9,191	扶養手当	684
										住居手当	324
										通勤手当	176
										通勤手当（再任用職員）	42
										管理職手当	555
										期末手当	2,806
										期末手当（再任用職員）	185
										勤勉手当	2,347
										勤勉手当（再任用職員）	132
										退職手当組合負担金	1,940
								4. 共済費	△183	共済組合負担金	958
										共済組合負担金（再任用職員）	111
										共済組合負担金（特別職）	△1,270
										共済組合事務費	13
										共済組合事務費（再任用職員）	4
										共済組合事務費（特別職）	1

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 文書広報費	16,405	0	16,405					10. 需 用 費	△741	消耗品費	
								13. 使用料及び賃借料	741	自治体実務解説サービスGuvGuide使用料	
4. 企画財政管理費	890,633	10,840	901,473	2,950		5,300	2,590	1. 報 酬	△2,351	行政事務職員報酬（会計年度任用職員・4人→3人）	
								3. 職員手当等	△890	期末手当（会計年度任用職員）	△484
										勤勉手当（会計年度任用職員）	△406
								4. 共 済 費	△590	共済組合負担金（会計年度任用職員）	△230
										共済組合事務費（会計年度任用職員）	△5
										社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員）	△42
										社会保険料（その他・会計年度任用職員）	△313

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								10. 需 用 費	916	光熱水費
								13. 使用料及び賃借料	579	ビジネスチャットツール利用料
								17. 備品購入費	1,310	ふるさと納税業務用備品
								18. 負担金補助及び交付金	11,866	移住定住促進事業補助金 7,700 さが暮らしスタート支援事業補助金 2,000 未来につなぐさが移住支援事業補助金 1,000 地域おこし協力隊員活動費等補助金 1,166
8. 支所管理費	9,351	3	9,354				3	4. 共 済 費	3	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)
計	2,506,028	33,662	2,539,690	2,950		5,300	25,412			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費	55,198	916	56,114				916	1. 報 酬	138	行政事務職員報酬（会計年度任用職員）	
								2. 給 料	341	一般職給	
								3. 職員手当等	363	扶養手当	300
										住居手当	△324
										通勤手当	104
										期末手当	130
										期末手当（会計年度任用職員）	28
										勤勉手当	57
										勤勉手当（会計年度任用職員）	24
								退職手当組合負担金	44		
4. 共 済 費	74	共済組合負担金	62								
		共済組合事務費	2								
		社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	10								
計	104,823	916	105,739				916				

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	63,888	1,118	65,006	2,772			△1,654	2. 給 料	△912	一般職給	
								3. 職員手当等	△553	通勤手当	△86
										期末手当	△189
										勤勉手当	△159
										退職手当組合負担金	△119
4. 共 済 費	△189	共済組合負担金	△190								
		共済組合事務費	1								
12. 委 託 料	2,772	戸籍総合システム改修委託料									
計	63,888	1,118	65,006	2,772			△1,654				

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

4. 参議院議員選挙費	11,993	200	12,193	180			20	10. 需用費	200	消耗品費
計	12,497	200	12,697	180			20			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	199,467	887	200,354				887	2. 給 料	128	一般職給（10人→11人）	
								3. 職員手当等	609	扶養手当	63
										住居手当	△597
										通勤手当	△50
										期末手当	492
										勤勉手当	366
4. 共 済 費	147	退職手当組合負担金	335								
		共済組合事務費	15								
27. 繰 出 金	3	国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）									
4. 心身障害者福祉総務費	391,727	2,320	394,047	777		764	779	12. 委 託 料	2,377	障害者福祉サービス等システム改修委託料	1,556
								手話奉仕員養成研修事業委託料	821		
								18. 負担金補助及び交付金	△57	手話奉仕員養成研修事業負担金	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額				
				国県支出金	地方債	その他							
5. 国民年金費	9,656	132	9,788				132	2. 給 料	△50	一般職給			
								3. 職員手当等	196	扶養手当	△84		
										住居手当	270		
										期末手当	25		
										勤勉手当	△9		
7. 地域支援事業費	76,525	△1,128	75,397			184	△1,312	4. 共 済 費	△14	共済組合負担金	△15		
										1. 報 酬	△157	ケアマネージャー報酬(会計年度任用職員)	
												2. 給 料	△382
								3. 職員手当等	△766	扶養手当	△204		
										期末手当	△121		
										期末手当（会計年度任用職員）	△177		
										勤勉手当	△66		
										勤勉手当（会計年度任用職員）	△149		
										退職手当組合負担金	△49		

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								4. 共 済 費	△241	共済組合負担金 △140 共済組合負担金（会計年度任用職員） △57 共済組合事務費 1 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △3 社会保険料（その他・会計年度任用職員） △42
								8. 旅 費	24	費用弁償
								18. 負担金補 助及び交 付金	394	地域介護予防活動支援事業費補助金
計	1, 187, 863	2, 211	1, 190, 074	777		948	486			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	528,470	15,657	544,127	2,000		1,800	11,857	2. 給料	5,667	一般職給（4人→5人）	
								3. 職員手当等	4,045	扶養手当	90
										通勤手当	130
										管理職手当	463
										期末手当	1,458
										勤勉手当	1,167
										退職手当組合負担金	737
								4. 共済費	1,988	共済組合負担金	1,939
共済組合事務費	13										
共済組合事務費（会計年度任用職員）	1										
社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員）	35										
8. 旅費	14	普通旅費									
10. 需用費	73	食糧費									
12. 委託料	3,870	木育キャラバン開催業務委託料	2,000								
		ウッドスタート事業委託料	1,870								
2. 児童福祉施設費	0	232	232				232	12. 委託料	232	児童福祉施設維持管理委託料	
計	1,073,704	15,889	1,089,593	2,000		1,800	12,089				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国県支出金	地方債	その他						
1. 保健衛生総務費	91,567	△7,424	84,143				△7,424	2. 給 料	△3,998	一般職給（8人→7人）		
								3. 職員手当等	△2,149	扶養手当	△132	
										住居手当	△12	
										通勤手当	242	
										期末手当	△964	
										勤勉手当	△763	
4. 共 済 費	△1,277	退職手当組合負担金	△520									
		共済組合負担金	△1,273									
		共済組合事務費	△7									
4. 環境衛生費	141,321	△513	140,808				△513	1. 報 酬	2,476	行政事務職員報酬（会計年度任用職員・1人）		
										2. 給 料	△2,438	一般職給（3人→2人）

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額				
				国県支出金	地方債	その他							
								3. 職員手当等	△618	扶養手当	△109		
										住居手当	△204		
										通勤手当	△24		
										期末手当	△477		
										期末手当（会計年度任用職員）	484		
										勤勉手当	△378		
										勤勉手当（会計年度任用職員）	407		
										退職手当組合負担金	△317		
								4. 共 済 費	43	共済組合負担金	△536		
										共済組合負担金（会計年度任用職員）	221		
										共済組合事務費	△10		
										共済組合事務費（会計年度任用職員）	5		
社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	50												
社会保険料（その他・会計年度任用職員）	313												
										8. 旅 費	24	費用弁償	

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
1. 塵芥処理費	245,509	3	245,512				3	4. 共 済 費	3	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)
計	322,329	3	322,332				3			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	24, 846	△189	24, 657				△189	3. 職員手当等	△179	扶養手当△145
										期末手当△34
								4. 共 済 費	△10	共済組合負担金△14
										共済組合事務費1
										社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)3
2. 農業総務費	37, 978	646	38, 624				646	2. 給 料	517	一般職給
								3. 職員手当等	18	扶養手当△192
										期末手当59
										勤勉手当84
										退職手当組合負担金67
								4. 共 済 費	111	共済組合負担金109
										共済組合事務費2
3. 農業振興費	83, 469	3	83, 472				3	4. 共 済 費	3	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)
7. 農地費	161, 054	△6, 529	154, 525				△6, 529	2. 給 料	△2, 820	一般職給 (3人→2人)△4, 576
										再任用職給 (1人)1, 756

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3. 職員手当等	△2,392	扶養手当	36
										通勤手当	△179
										時間外勤務手当（再任用職員）	19
										期末手当	△1,131
										期末手当（再任用職員）	246
										勤勉手当	△919
										勤勉手当（再任用職員）	176
										退職手当組合負担金	△640
								4. 共済費	△1,317	共済組合負担金	△1,461
										共済組合負担金（再任用職員）	149
										共済組合事務費	△9
										共済組合事務費（再任用職員）	4
計	415,279	△6,069	409,210				△6,069				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 林業総務費	14, 523	△1, 083	13, 440				△1, 083	2. 給 料	△325	一般職給	
								3. 職員手当等	△533	扶養手当	△360
										通勤手当	85
										期末手当	△151
										勤勉手当	△64
4. 共 済 費	△225	退職手当組合負担金	△43								
		共済組合負担金	△226								
								共済組合事務費	1		
2. 林業振興費	27, 071	△1, 330	25, 741	△2, 568		△1, 300	2, 538	12. 委 託 料	△1, 330	ウッドスタート事業委託料	
計	175, 766	△2, 413	173, 353	△2, 568		△1, 300	1, 455				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 水産業総務費	70,662	2,358	73,020			2,300	58	3. 職員手当等	△13	扶養手当	12
										通勤手当（再任用職員）	△27
										期末手当	2
								4. 共済費	△10	共済組合負担金	△5
										共済組合負担金（再任用職員）	△6
										共済組合事務費	1
								18. 負担金補助及び交付金	2,381	水産多面的機能発揮対策事業費補助金	△1,197
										漁業継続対策補助金	2,381
										漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業費補助金	1,197
2. 漁港建設費	3,805	2,081	5,886				2,081	13. 使用料及び賃借料	2,081	重機借上料	
計	74,467	4,439	78,906			2,300	2,139				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	94,417	△6,749	87,668				△6,749	1. 報 酬	2,118	行政事務職員報酬（会計年度任用職員・1人）	
								2. 給 料	△5,467	一般職給（5人→4人）	
								3. 職員手当等	△2,346	扶養手当	△66
										期末手当	△1,282
										期末手当（会計年度任用職員）	423
										勤勉手当	△1,065
										勤勉手当（会計年度任用職員）	355
								4. 共 済 費	△1,102	退職手当組合負担金	△711
共済組合負担金	△1,597										
共済組合負担金（会計年度任用職員）	176										
共済組合事務費	△9										
共済組合事務費（会計年度任用職員）	5										
8. 旅 費	48	社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員）	43								
		社会保険料（その他・会計年度任用職員）	280								
									費用弁償		

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
2. 商工業振興費	18,506	2,130	20,636				2,130	14. 工事請負費	2,130	特産品等振興施設高圧受電設備改修工事
3. 観光費	107,798	965	108,763	1,000			△35	10. 需 用 費	965	印刷製本費 715 修 繕 料 250
計	220,771	△3,654	217,117	1,000			△4,654			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 土木総務費	43,878	△624	43,254				△624	2. 給料	△442	一般職給	
								3. 職員手当等	21	扶養手当	163
										住居手当	255
										通勤手当	△137
										期末手当	△81
										勤勉手当	△121
										退職手当組合負担金	△58
								4. 共済費	△203	共済組合負担金	△212
										共済組合事務費	2
社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	7										
計	43,878	△624	43,254				△624				

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 道路橋梁総務費	40,751	△3,708	37,043				△3,708	2. 給 料	△1,320	一般職給（2人→1人）	△3,076
										再任用職給（1人）	1,756
								3. 職員手当等	△1,503	扶養手当	△102
										時間外勤務手当（再任用職員）	29
										期末手当	△807
										期末手当（再任用職員）	246
										勤勉手当	△617
										勤勉手当（再任用職員）	194
										退職手当組合負担金	△446
								4. 共 済 費	△885	共済組合負担金	△1,030
										共済組合負担金（再任用職員）	150
										共済組合事務費	△9
										共済組合事務費（再任用職員）	4
計	479,347	△3,708	475,639				△3,708				

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 消防施設費	4,408	2,283	6,691				2,283	10. 需 用 費	1,500	修 繕 料
								15. 原材料費	783	消防施設整備用材料
4. 防災費	22,341	835	23,176				835	12. 委 託 料	835	防災行政無線システム改修委託料
計	242,386	3,118	245,504				3,118			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	100,976	△88	100,888				△88	1. 報 酬	1,220	行政事務職員報酬（会計年度任用職員） 57	
										地域おこし協力隊員報酬（会計年度任用職員・1人） 1,163	
								2. 給 料	△873	一般職給	
								3. 職員手当等	△659	扶養手当	△426
										通勤手当	85
										期末手当	△288
										期末手当（会計年度任用職員）	137
										勤勉手当	△168
										勤勉手当（会計年度任用職員）	115
										退職手当組合負担金	△114

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4. 共 済 費	△80	共済組合負担金	△418
										共済組合負担金（特別職）	△1
										共済組合負担金（会計年度任用職員）	154
										共済組合事務費	2
										共済組合事務費（特別職）	1
										共済組合事務費（会計年度任用職員）	3
										社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員）	42
								社会保険料（その他・会計年度任用職員）	137		
								8. 旅 費	△50	費用弁償	
11. 役 務 費	354	手 数 料									
計	102, 355	△88	102, 267				△88				

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	121,528	△1,217	120,311	1,506			△2,723	1. 報 酬	△539	学校業務員報酬（会計年度任用職員） △328 特別支援教育支援員報酬(会計年度任用職員) △211
								3. 職員手当 等	△741	期末手当（会計年度任用職員） △403 勤勉手当（会計年度任用職員） △338
								4. 共 済 費	63	共済組合事務費（会計年度任用職員） 2 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) 26 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 35
2. 教育振興費	24,858	800	25,658				800	17. 備品購入 費	800	小学校教材備品
計	146,386	△417	145,969	1,506			△1,923			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	99,140	4,529	103,669	46		4,200	283	1. 報 酬	103	学校業務員報酬（会計年度任用職員） 138 特別支援教育支援員報酬(会計年度任用職員) △35
								3. 職員手当等	38	期末手当（会計年度任用職員） 21 勤勉手当（会計年度任用職員） 17
								4. 共 済 費	39	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) 24 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 15
								8. 旅 費	129	費用弁償
								14. 工事請負費	4,220	学校施設整備改修事業
計	128,161	4,529	132,690	46		4,200	283			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会教育総務費	72,025	△12,893	59,132				△12,893	2. 給 料	△6,941	一般職給（9人→7人）	
								3. 職員手当等	△3,691	扶養手当	△238
										住居手当	270
										通勤手当	△125
										期末手当	△1,482
										勤勉手当	△1,213
4. 共 済 費	△2,261	退職手当組合負担金	△903								
		共済組合負担金	△2,202								
		共済組合事務費	△19								
									社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	△40	
2. 青少年育成費	5,582	△2,073	3,509	△2,000			△73	10. 需 用 費	△73	食 糧 費	
								12. 委 託 料	△2,000	木育キャラバン開催業務委託料	
3. 公民館費	13,672	4	13,676				4	4. 共 済 費	4	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
5. 文化財保護費	11, 860	18	11, 878				18	1. 報 酬	△68	行政事務職員報酬（会計年度任用職員）	
								3. 職員手当等	△27	期末手当（会計年度任用職員）	△15
										勤勉手当（会計年度任用職員）	△12
								4. 共 済 費	△38	共済組合負担金（会計年度任用職員）	△40
										社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	5
8. 旅 費	51	社会保険料（その他・会計年度任用職員）	△3								
		費用弁償									
								17. 備品購入費	100	歴史民俗資料館用備品	
6. 図書館費	50, 311	105	50, 416				105	1. 報 酬	△45	行政事務職員報酬（会計年度任用職員）	
								3. 職員手当等	△18	期末手当（会計年度任用職員）	△10
										勤勉手当（会計年度任用職員）	△8
								4. 共 済 費	△48	共済組合負担金（会計年度任用職員）	△72
										社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	14
8. 旅 費	155	社会保険料（その他・会計年度任用職員）	10								
								11. 役 務 費	61	手 数 料	
計	162, 410	△14, 839	147, 571	△2, 000			△12, 839				

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健体育総務費	27,677	△4,772	22,905				△4,772	1. 報 酬	△3,066	行政事務職員報酬（会計年度任用職員・3人→2人）
								3. 職員手当等	△1,141	期末手当（会計年度任用職員）△620 勤勉手当（会計年度任用職員）△521
								4. 共 済 費	△817	共済組合負担金（会計年度任用職員）△356 共済組合事務費（会計年度任用職員）△5 社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員）△51 社会保険料（その他・会計年度任用職員）△405
								8. 旅 費	△48	費用弁償
								18. 負担金補助及び交付金	300	スポーツ協会補助金

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 体育施設費	41,756	31,990	73,746		18,000	11,500	2,490	14. 工事請負費	30,000	B & G 海洋センター運動広場ナイター照明改修工事	
								17. 備品購入費	1,670	B & G 海洋センター体育館用備品 1,110 B & G 海洋センター艇庫用備品 560	
								18. 負担金補助及び交付金	320	B & G 財団活動器材配備負担金	
3. 学校給食費	106,177	4,442	110,619				4,442	2. 給 料	1,309	一般職給	
								3. 職員手当等	755	扶養手当	△42
										通勤手当	71
										期末手当	305
										勤勉手当	251
4. 共 済 費	475	退職手当組合負担金	170								
		共済組合負担金	432								
		共済組合事務費	1								
10. 需 用 費	1,903	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	42								
		修 繕 料									
計	175,610	31,660	207,270		18,000	11,500	2,160				

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長等	3		23,448	7,754 (3.45)	7,087	38,289	2,516	40,805	
	議員	11	34,128		11,284 (3.45)		45,412	9,042	54,454	
	その他	849	35,587				35,587		35,587	
	計	863	69,715	23,448	19,038	7,087	119,288	11,558	130,846	
補正前	長等	3		23,448	7,754 (3.45)	7,087	38,289	3,785	42,074	
	議員	11	34,128		11,284 (3.45)		45,412	9,042	54,454	
	その他	849	35,587				35,587		35,587	
	計	863	69,715	23,448	19,038	7,087	119,288	12,827	132,115	
比 較	長等							△ 1,269	△ 1,269	
	議員									
	その他									
	計							△ 1,269	△ 1,269	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	報 酬	職員手当	計			
補 正 後	104 (87) [6]	195,443	408,195	345,615	949,253	174,575	1,123,828	
補 正 前	110 (86) [3]	195,614	412,390	348,678	956,682	179,855	1,136,537	
比 較	△6 (1) [3]	△ 171	△ 4,195	△ 3,063	△ 7,429	△ 5,280	△ 12,709	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後	14,441	131,135	107,536	4,161	8,290	4,924
	補 正 前	15,259	132,818	108,820	4,179	7,272	4,617
	比 較	△ 818	△ 1,683	△ 1,284	△ 18	1,018	307

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		21,922	141	414	52,651
	補 正 前		21,874	141	414	53,284
	比 較		48	0	0	△ 633

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	104 [6]		397,570 [10,625]	271,143 [2,482]	668,713 [13,107]	124,789 [1,697]	793,502 [14,804]	
補 正 前	110 [3]		406,594 [5,796]	274,316 [1,240]	680,910 [7,036]	130,498 [1,281]	811,408 [8,317]	
比 較	△ 6 [3]		△ 9,024 [4,829]	△ 3,173 [1,242]	△ 12,197 [6,071]	△ 5,709 [416]	△ 17,906 [6,487]	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補 正 後	14,441 [0]	90,660 [1,354]	73,681 [986]	4,161 [0]	8,290 [0]	4,858 [66]
	補 正 前	15,259 [0]	92,404 [677]	74,951 [484]	4,179 [0]	7,272 [0]	4,566 [51]
	比 較	△ 818 [0]	△ 1,744 [677]	△ 1,270 [502]	△ 18 [0]	1,018 [0]	292 [15]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		21,846 [76]	141 [0]	414 [0]	52,651 [0]
	補 正 前		21,846 [28]	141 [0]	414 [0]	53,284 [0]
	比 較		0 [48]	0 [0]	0 [0]	△ 633 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は6人)

イ 会計年度任用職員

(単位 : 人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(87) 0	195,443		71,990	267,433	48,089	315,522	
補 正 前	(86) 0	195,614		73,122	268,736	48,076	316,812	
比 較	(1) 0	△ 171		△ 1,132	△ 1,303	13	△ 1,290	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後		39,121	32,869			
	補 正 前		39,737	33,385			
	比 較		△ 616	△ 516			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は83人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 9,024 [4,829]				
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 9,024 [4,829]		
職 員 手 当	△ 3,173 [1,242]	制度改正に伴う増減分	810 [0]	扶養手当 810 [0]	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 3,983 [1,242]	扶養手当 △ 1,628 [0]	
				期末手当 △ 1,744 [677]	
				勤勉手当 △ 1,270 [502]	
				住居手当 △ 18 [0]	
				管理職手当 1,018 [0]	
				通勤手当 292 [15]	
				時間外勤務手当 0 [48]	
				退職手当組合負担金 △ 633 [0]	

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	補正前	4,409,591	4,152,129	442,200	515,337	4,078,992
	補正		△ 24,000	58,400		34,400
	補正後	4,409,591	4,128,129	500,600	515,337	4,113,392
(4) 農林水産	補正前	64,375	47,901	0	14,255	33,646
	補正		16,399			16,399
	補正後	64,375	64,300	0	14,255	50,045
(8) 教育	補正前	98,429	81,620	0	16,940	64,680
	補正			18,000		18,000
	補正後	98,429	81,620	18,000	16,940	82,680
(9) その他	補正前	3,312,603	3,149,979	404,400	377,082	3,177,297
	補正		△ 40,399	40,400		1
	補正後	3,312,603	3,109,580	444,800	377,082	3,177,298
うち過疎対策事業債	補正前	1,758,550	1,762,594	404,400	211,028	1,955,966
	補正		△ 40,399	40,400		1
	補正後	1,758,550	1,722,195	444,800	211,028	1,955,967
2. 災害復旧債	補正前	69,445	59,795	6,100	9,781	56,114
	補正		△ 100			△ 100
	補正後	69,445	59,695	6,100	9,781	56,014
(1) 農林水産	補正前	6,989	6,053	0	1,148	4,905
	補正		△ 100			△ 100
	補正後	6,989	5,953	0	1,148	4,805
合 計	補正前	4,479,036	4,211,924	448,300	525,118	4,135,106
	補正		△ 24,100	58,400		34,300
	補正後	4,479,036	4,187,824	506,700	525,118	4,169,406

令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,422,003千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		148,625	3	148,628
	1. 他会計繰入金	98,625	3	98,628
歳入合計		1,422,000	3	1,422,003

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		3 2, 9 5 9	3	3 2, 9 6 2
	1. 総務管理費	2 7, 6 0 3	3	2 7, 6 0 6
6. 保健事業費		2 3, 9 4 1	4	2 3, 9 4 5
	1. 特定健康診査等事業費	2 1, 6 5 0	4	2 1, 6 5 4
10. 予備費		1 9, 3 7 0	△ 4	1 9, 3 6 6
	1. 予備費	1 9, 3 7 0	△ 4	1 9, 3 6 6
歳 出 合 計		1, 4 2 2, 0 0 0	3	1, 4 2 2, 0 0 3

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	148,625	3	148,628	
歳入合計	1,422,000	3	1,422,003	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	32,959	3	32,962			3	
6. 保健事業費	23,941	4	23,945				4
10. 予備費	19,370	△4	19,366				△4
歳 出 合 計	1,422,000	3	1,422,003			3	

2 歳 入

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	98,625	3	98,628	4. 事務費等繰入金	3	事務費等繰入金
計	98,625	3	98,628			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	26,433	3	26,436			3		4. 共 済 費	3	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)
計	27,603	3	27,606			3				

(款) 6. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	21,650	4	21,654				4	4. 共 済 費	4	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)
計	21,650	4	21,654				4			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	19,370	△4	19,366				△4			
計	19,370	△4	19,366				△4			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(2) 0	5,108		1,872	6,980	1,267	8,247	
補 正 前	(2) 0	5,108		1,872	6,980	1,260	8,240	
比 較	(0) 0	0		0	0	7	7	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後		1,017	855			
	補 正 前		1,017	855			
	比 較		0	0			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員

(単位 : 人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(2) 0	5,108		1,872	6,980	1,267	8,247	
補 正 前	(2) 0	5,108		1,872	6,980	1,260	8,240	
比 較	(0) 0	0		0	0	7	7	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後		1,017	855			
	補 正 前		1,017	855			
	比 較		0	0			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は2人)

議案第42号

令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	漁業集落排水事業費用	50,500千円	0千円	50,500千円
第1項	営 業 費 用	45,959千円	63千円	46,022千円
第4項	予 備 費	1,971千円	△63千円	1,908千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条（1）中「7,274千円」を「7,337千円」に改める。

令和7年6月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町漁業集落排水事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 漁業集落排水事業費用			50,500	0	50,500	
	1 営業費用		45,959	63	46,022	
		4 総係費	9,627	63	9,690	
	4 予備費		1,971	63	1,908	
		1 予備費	1,971	63	1,908	
収 益 的 支 出 合 計			50,500	0	50,500	

令和 7 年度 太良町漁業集落排水事業会計補正予算説明書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 漁業集落排水事業費用		50,500	0	50,500			
1 営業費用		45,959	63	46,022			
	4 総係費	9,627	63	9,690			
					2 手当等	51	扶養手当 36
							期末手当 15
					3 賞与引当金繰入額	2	期末手当分
					5 法定福利費	10	職員共済費 9
							共済組合事務費 1
4 予備費		1,971	63	1,908			
	1 予備費	1,971	63	1,908			
					1 予備費	63	
収 益 の 支 出 合 計		50,500	0	50,500			

補正予算給与費明細書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		1		3,626	2,618	6,244	1,093	7,337
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		3,626	2,618	6,244	1,093	7,337
補正前	損益勘定支弁職員		1		3,626	2,565	6,191	1,083	7,274
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		3,626	2,565	6,191	1,083	7,274
比較	損益勘定支弁職員		0		0	53	53	10	63
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	53	53	10	63

手当の訳 手 内	区 分	扶 養 手 当	管理職手当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住 居 手 当	合 計
	補正後	276		1,530		340	472		2,618
	補正前	240		1,513		340	472		2,565
	比 較	36		17		0	0		53

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	53	制度改正に伴う増減分	53	扶養手当 36 期末手当 15 賞与引当金繰入額 2	
		その他の増減分	0		

議案第43号

令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 費	105,200千円	0千円	105,200千円
第1項	営 業 費 用	96,335千円	123千円	96,458千円
第4項	予 備 費	6,708千円	△123千円	6,585千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条（1）中「21,908千円」を「22,031千円」に改める。

令和7年6月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			105,200	0	105,200	
	1 営業費用		96,335	123	96,458	
		2 配水及び給水費	30,148	117	30,265	
		4 総係費	13,048	6	13,054	
	4 予備費		6,708	123	6,585	
		1 予備費	6,708	123	6,585	
収 益 的 支 出 合 計			105,200	0	105,200	

令和 7 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業費		105,200	0	105,200			
1 営業費用		96,335	123	96,458			
	2 配水及び給水費	30,148	117	30,265			
					2 手当等	93	扶養手当 6
							期末手当 39
							勤勉手当 60
					4 法定福利費	24	職員共済費 22
							共済組合事務費 2
	4 総係費	13,048	6	13,054			
					4 法定福利費	6	職員共済費 5
							共済組合事務費 1
4 予備費		6,708	123	6,585			

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
	1 予備費	6,708	123	6,585			
					1 予備費	123	
収 益 の 支 出 合 計		105,200	0	105,200			

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	5	3	40	11,061	7,506	18,607	3,424	22,031
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	11,061	7,506	18,607	3,424	22,031
補正前	損益勘定支弁職員	5	3	40	11,061	7,413	18,514	3,394	21,908
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	11,061	7,413	18,514	3,394	21,908
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	93	93	30	123
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	0	93	93	30	123

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管理職手当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住 居 手 当	合 計
	補正後	312		4,588	161	700	1,439	306	7,506
	補正前	318		4,489	161	700	1,439	306	7,413
	比 較	△ 6		99	0	0	0	0	93

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	93	制度改正に伴う増減分	△ 7	扶養手当 △ 6 期末手当 △ 1	
		その他の増減分	100	期末手当 40 勤勉手当 60	

議案第44号

令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 費	52,100千円	0千円	52,100千円
第1項	営 業 費 用	47,005千円	△95千円	46,910千円
第4項	予 備 費	3,027千円	95千円	3,122千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第5条（1）中「13,367千円」を「13,272千円」に改める。

令和7年6月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			52,100	0	52,100	
	1 営業費用		47,005	95	46,910	
		2 配水及び給水費	19,163	89	19,074	
		4 総係費	10,316	6	10,310	
	4 予備費		3,027	95	3,122	
		1 予備費	3,027	95	3,122	
収 益 的 支 出 合 計			52,100	0	52,100	

令和 7 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業費		52,100	0	52,100			
1 営業費用		47,005	95	46,910			
	2 配水及び給水費	19,163	89	19,074			
					2 手当等	74	期末手当 40 勤勉手当 34
					4 法定福利費	15	職員共済費 16 共済組合事務費 1
	4 総係費	10,316	6	10,310			
					3 賞与引当金繰入額	1	法定福利費（期末・勤勉手当分）
					4 法定福利費	5	職員共済費 6 共済組合事務費 1
4 予備費		3,027	95	3,122			

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
	1 予備費	3,027	95	3,122			
					1 予備費	95	
収 益 の 支 出 合 計		52,100	0	52,100			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		6,911	4,370	11,281	1,991	13,272
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		6,911	4,370	11,281	1,991	13,272
補正前	損益勘定支弁職員		2		6,911	4,444	11,355	2,012	13,367
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		6,911	4,444	11,355	2,012	13,367
比較	損益勘定支弁職員		0		0	△ 74	△ 74	△ 21	△ 95
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	△ 74	△ 74	△ 21	△ 95

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後			2,661	110	700	899		4,370
	補正前			2,735	110	700	899		4,444
	比 較			△ 74	0	0	0		△ 74

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	△ 74	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 74	期末手当 △ 40 勤勉手当 △ 34	

議案第 4 5 号

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴い、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に
ついて、所要の改正をしたいので、この案を提出する。

(別紙)

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 57 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800 円」を「14,500 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300 円」を「12,800 円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900 円」を「12,400 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600 円」を「10,900 円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900 円」を「10,100 円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900 円」を「10,100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年度太良町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,979,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 県支出金		502,758	90	502,848
	3. 委託金	28,167	90	28,257
18. 繰入金		1,865,886	10	1,865,896
	2. 基金繰入金	1,865,884	10	1,865,894
歳入合計		8,979,328	100	8,979,428

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		2, 7 2 9, 3 8 6	1 0 0	2, 7 2 9, 4 8 6
	4. 選挙費	1 2, 6 9 7	1 0 0	1 2, 7 9 7
歳 出 合 計		8, 9 7 9, 3 2 8	1 0 0	8, 9 7 9, 4 2 8

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
15. 県支出金	5 0 2 , 7 5 8	9 0	5 0 2 , 8 4 8	
18. 繰入金	1 , 8 6 5 , 8 8 6	1 0	1 , 8 6 5 , 8 9 6	
歳 入 合 計	8 , 9 7 9 , 3 2 8	1 0 0	8 , 9 7 9 , 4 2 8	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	2,729,386	100	2,729,486	90			10
歳 出 合 計	8,979,328	100	8,979,428	90			10

2 歳 入

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	28,137	90	28,227	4. 選挙費委託金	90	参議院議員選挙費委託金
計	28,167	90	28,257			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	457,720	10	457,730	1. 財政調整基金繰入金	10	財政調整基金繰入金
計	1,865,884	10	1,865,894			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 参議院議員 選挙費	12, 193	100	12, 293	90			10	1. 報 酬	100	投票管理者等報酬
計	12, 697	100	12, 797	90			10			

補正予算給与費明細書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長等	3		23,448	7,754 (3.45)	7,087	38,289	2,516	40,805	
	議員	11	34,128		11,284 (3.45)		45,412	9,042	54,454	
	その他	849	35,687				35,687		35,687	
	計	863	69,815	23,448	19,038	7,087	119,388	11,558	130,946	
補正前	長等	3		23,448	7,754 (3.45)	7,087	38,289	2,516	40,805	
	議員	11	34,128		11,284 (3.45)		45,412	9,042	54,454	
	その他	849	35,587				35,587		35,587	
	計	863	69,715	23,448	19,038	7,087	119,288	11,558	130,846	
比 較	長等									
	議員									
	その他		100				100		100	
	計		100				100		100	